

(趣旨)

第1条 この規程は、高崎市給水条例(昭和36年高崎市条例第34号)第31条の規定による水道料金の軽減又は免除及び高崎市下水道条例(昭和35年高崎市条例第8号)第20条の規定による使用料の減免(以下これらを「減免」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(減免)

第2条 高崎市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、減免をすることができる。

- (1) 災害その他これに類する事由により漏水した場合
 - (2) 地下に埋設された部分からの漏水であって、漏水を発見することが容易でなかったと認める場合
 - (3) 前号に規定する漏水以外の漏水であって、漏水を発見することが極めて困難であったと認める場合
 - (4) その他公益上特別の理由があると認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、減免をしない。
- (1) 漏水の事実を知りながら修繕を延期し、又は怠った場合
 - (2) 漏水頻度の多い給水装置について、修繕を勧告しても応じないことにより漏水した場合
 - (3) 給水装置を新設し、又はメーターの取付けをし、若しくは口径を変更した日から起算して1年を経過せずに漏水した場合
 - (4) 蛇口、トイレ、給湯器等からの漏水であって、漏水箇所を目視により確認できた場合
 - (5) 貯水槽等でのボールタップの作動不良等によるオーバーフロー、ゴミ詰まり等が原因で漏水した場合
 - (6) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)で定める基準に適合しない給水装置から漏水した場合
 - (7) 宅地内の給水装置等の工事によって埋設水道管を損傷し、漏水した場合
 - (8) 漏水の原因が、水道法(昭和32年法律第177号)及び高崎市給水条例の規定に違反した行為によるものである場合
 - (9) 漏水してもなお請求が基本料金以内である場合

(減免の申請等)

第3条 前項第1項の規定により減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、修繕が完了した日の翌日から起算して1年以内に、水道料金及び下水道使用料減免申請書(様式第1号)に、漏水証明書(様式第2号)及び漏水箇所の写真を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、同項第1号又は第4号に該当することを理由として減免を受けようとする場合は、減免を必要とする理由を証明する書類を提出することにより減免の申請をしたものとみなす。

2 管理者は、前項の規定による減免の申請を受けたときは、当該申請の内容を審査し、減免の決定にあっては減免決定通知書(様式第3号)により、減免の申請の却下にあっては水道料金及び下水道使用料減免申請却下通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(減免の取消し)

第4条 管理者は、虚偽の申請その他不正な行為により減免を受けた者については、当該減免を取り消すものとする。

(減免の額の算定)

第5条 減免の額は、使用水量に次の表により算出した減量の割合を乗じて得た水量(その水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)をもって算定する。

推定漏水量を実績使用水量で除して得た値	減量の割合
5以下の値	2分の1
5を超える10以下の値	3分の2
10を超える値	4分の3

備考

- 1 「推定漏水量」とは、使用水量から実績使用水量を減じて得た水量をいう。
- 2 実績使用水量は、漏水があったと認められる月の前年同期の使用水量とし、前年同期の記録がない場合は、前4月の使用水量の平均値とする。ただし、長期間の漏水その他の事情により前年同期の使用水量又は前4月の使用水量の平均値を実績使用水量とすることが適当でないと認められるときは、修繕が完了した日から同日以後最初に到来する使用水量計量定例日までの使用水量をその期間の日数で除して得た値に60を乗じて得た水量(その水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り上げた水量)を実績使用水量とすることができる。

3 実績使用水量が基本料金以内の水量(以下「基本水量」という。)に満たない場合は、基本水量をもって実績使用水量とする。

4 下水道使用料にあっては、推定漏水量の全量が地下浸透したと認められる場合は、推定漏水量の全量を減量する。

(減免の期間)

第6条 減免できる期間は、特別の事情があると認められた場合を除き、原則2月分とする。ただし、長期にわたる漏水で、漏水を発見することが困難であったと認められる場合は、4月分とする。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、管理者がその都度定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の日前に水道料金及び下水道使用料の軽減並びに免除に関する内規に基づいてされた申請は、この規程に基づいてされた申請とみなす。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(宛先)

高崎市上下水道事業管理者

漏水証明書

1 水栓所在地	
2 メーター番号	
3 使用者	
4 宅内配管図 漏水箇所の 位置の表示	

上記のとおり、給水装置が漏水をしていることを確認しました。

指定給水装置工事事業者 指定番号 第 号

住 所

氏 名

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

電話番号

様式第2号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

お客様番号									

年 月 日

(宛先) 高崎市上下水道事業管理者

(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

申請者	住所	
	氏名	
	電話番号	

水道料金及び下水道使用料減免申請について

下記のとおり、水道設備を修繕しましたので、水道料金及び下水道使用料の減免を申請します。

記

修繕業者記入欄

修 繕 証 明 書			
水栓所在地			
使用者			
修繕内容	(具体的に記入してください。) ※漏水箇所(着工前・修繕後・完了指針)の写真を添付		
修繕年月日	年 月 日		
修繕完了時の指針	(月日現在)	m ³	
メーターフ番号		口径	mm

上記のとおり修繕したので証明します。

年 月 日

修繕業者 指定番号 第 号
(指定給水装置工事事業者) 住所
会社名
代表者名
電話番号

水道局記入欄

減免理由	<input type="checkbox"/> 地下漏水 <input type="checkbox"/> 発見が困難な箇所からの漏水 <input type="checkbox"/> その他()
減免の対象となる使用水量	月分 m ³ 月分 m ³

様式第3号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

--

高崎市上下水道事業管理者

高崎市水道局水道事業会計(登録番号:T7800020002896)

減免決定通知書兼適格返還請求書

平素は本市上下水道事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

お客様より申請のありました上下水道料金の減免につきまして、減免金額が確定しましたのでお知らせいたします。

なお、お問い合わせの際は、下記の「お客様番号」と「調定年月」をお知らせください。

お客様番号		調定年月	
水栓所在地			
使用者氏名			

	合計金額 (円)	使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	排水量 (m ³)	下水道使用料 (円)
減免前	()				
減免後	()				
差引減免額	()				

※金額欄上段:税込金額、下段:うち消費税相当額

適用税率: %

検針日:

異動日:

問合せ先

高崎市水道局料金課
(高崎市役所1階11番窓口)
〒370-8501
高崎市高松町35番地1
電話番号 027-321-1283 (直通)
営業時間 午前8:30~午後5:15
年末年始及び土日・国民の祝日は休業日
収納業務受託者

様式第4号(第3条関係)

年 月 日

様

(お客様番号: — — —)

高崎市上下水道事業管理者

水道料金及び下水道使用料減免申請書の審査決定について(通知)

お客様より 年 月 日 付で申請がありました「水道料金及び下水道使用料減免申請書」を審査させていただきましたところ、下記の理由(該当欄に□)により認定ができませんで

したので通知いたします。

なお、ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

記

□漏水時の水量が平常時の水量と同じ、又は少ない。

※漏水時の水量:漏水修理を行った月、又はその前後の月の検針水量

※平常時の水量:漏水量を定めた月の前年同月、又は前4か月の検針水量

□漏水時の水量が基本料金以内の水量であり、これを下回る減額ができない。

※初回請求や精算請求の場合は、異なる場合があります。

□漏水箇所が目視できる部分からの漏水である。

□漏水箇所が給湯器、温水器、湯沸かし器等の給水用具であるため、給水装置からの漏水と認められない。

□高崎市水道局の指定給水装置工事事業者で修理していない。

□その他()

以上

【問合せ先】

高崎市水道局料金課

(高崎市役所1階11番窓口)

〒370-8501

高崎市高松町35番地1

電話番号 027-321-1283(直通)

営業時間 午前8:30~午後5:15

年末年始及び土日・国民の祝日は休業日

徴収業務等受託者